

記入例

株式会社④映画館運営事業者及び映画配給会社に対する協力金 計算シート(テナント事業者用)

映画館運営事業者及び映画配給会社は、本書の作成が必要です。① ※ [] の部分を入力してください。

テナント名称 [協力金シアター] ※本書は申請する施設ごとに作成してください。

【スクリーン数】 映画を上映することとしている常設のスクリーン数を記入してください。

常設のスクリーン数	[10]	スクリーン
-----------	--------	-------

1スクリーンあたり
200,000円

【施設面積等】 店舗等面積を入力してください。

店舗等面積	[1,500]	m ²	—	[15]	単位	(100m ² を1単位) 1単位あたり2万円	[300,000]	円/日
-------	-----------	----------------	---	--------	----	------------------------------------	-------------	-----

※店舗等面積とは、大規模施設の区画を賃借し、分譲を受けて、自己の名義等で出店している区画の面積をいう。

※一般消費者が通常立ち入らない事務室や倉庫などの、サービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積を除く。

②【時短率】

要請前と要請後の営業時間を記入してください。

日によって営業時間が異なる場合は全て記入してください。(※全て日において一緒の場合は時短②・時短③の記入は不要)

要請後の営業終了時刻は、20時(イベント開催の場合は21時)以前とした場合でも、20時(21時)として記入してください。

要請期間中全ての日において休業した場合は、要請前の欄に通常の営業時間を入力し、要請後の欄は20時00分と記入してください。

時短①	開始	終了
要請前	10 時 00 分	24 時 分
要請後	10 時 00 分	20 時 分

要請前の営業時間	14 時間 00 分
20時以降の短期時間	4 時間 00 分

時短②	開始	終了
要請前	時 分	時 分
要請後	時 分	時 分

要請前の営業時間	時間 分
20時以降の短期時間	時間 分

時短③	開始	終了
要請前	時 分	時 分
要請後	時 分	時 分

要請前の営業時間	時間 分
20時以降の短期時間	時間 分

③【協力金支給額】

月日	区分	時短率	要請前の 上映回数	要請後の 上映回数	上映でき なくなった 回数	支給額 1円未満切捨	
5月16日	日	時短①	0.29	10	7	3	147,000
5月17日	月	時短①	0.29	10	7	3	147,000
5月18日	火	時短①	0.29	10	7	3	147,000
5月19日	水	定休	0.29	0	0	0	0
5月20日	木	時短①	0.29	10	7	3	147,000
5月21日	金	時短①	0.29	10	7	3	147,000
5月22日	土	時短①	0.29	10	7	3	147,000
5月23日	日	時短①	0.29	10	7	3	147,000
5月24日	月	時短①	0.29	10	7	3	147,000
5月25日	火	時短①	0.29	10	7	3	147,000
5月26日	水	定休	0.29	0	0	0	0
5月27日	木	時短①	0.29	10	7	3	147,000
5月28日	金	時短①	0.29	10	7	3	147,000
5月29日	土	時短①	0.29	10	7	3	147,000
5月30日	日	時短①	0.29	10	7	3	147,000
5月31日	月	時短①	0.29	10	7	3	147,000
合計							2,058,000

※平日に定休日がある場合で時短のパターンが複数ある場合は、より高い時短率を採用して計算します。

※要請内容が時間短縮の事業者が自主的に休業された場合は、定休を記入してください。入居する施設が土・日休業要請対象の施設の場合のみ、土・日に休業を入力してください。

①記入箇所

網掛けしている部分のみ記入してください。(※手書きされる場合は空欄を全て記入してください。)

②時短率

- ・要請前と要請後の営業開始時間と終了時間を記入してください。
- ・曜日等で営業時間が異なる場合は全て記入してください。

<表の入力方法>

①以下の区分に記入してください。休業区分は、「未実施」から記入している必要

③協力金支給額の入力について
【休業区分】

自主判断で平日も休業された場合は、「定休」を選択してください。

【土・日の休業について】

(10,000 m²超の施設に入居する事業者)
土・日を休業した場合は「休業」を選択してください。(土・日が定休日の場合も「休業」を選択してください。)

(10,000 m²以下の施設に入居する事業者)
土・日の休業要請の対象ではありませんが自主的に土・日を休業した場合は、「定休」を選択してください。